

串間市書かない窓口システム導入業務 プロポーザル選定基準

1 趣旨

本選定基準は、串間市書かない窓口システム導入業務（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定にあたり、その基準を明確にするとともに本業務の調達に係る評価手順等を定めるものとする。

2 受託候補者の決定方法

本業務の調達にあたり、公募型プロポーザル方式を採用し、本業務の実施要領に定める参加資格を満たす者（以下「提案者」という。）より企画提案を受け、その内容を審査、評価し、受託候補者を決定する。

3 選定委員会

提案者の企画提案審査及び受託候補者の決定に関する事項は「串間市書かない窓口システム導入業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において処理する。

委員長は審査を行わず、副委員長と委員（以下、審査員という。）が審査を行う。

4 評価の方法

(1) 企画提案書等の審査による企画提案書評価点（65点満点）

審査員が、公平かつ客観的にプレゼンテーションの内容、操作デモ、企画提案の評価を行う。

(2) 機能要件確認書の審査による機能要件評価点（15点満点）

事務局が、公平かつ客観的に次のとおり評価を行い、機能要件評価点とする。

○：2点 △1点 ×0点を15点満点に換算

(3) 見積書の審査による価格評価点（20点満点）

事務局が、公平かつ客観的に次のとおり評価を行い、価格評価点とする。

$(\text{全参加者のうち最低見積価格} / \text{当該参加者の見積価格}) \times 10 \text{点}$ ※小数点以下切捨て

上記（1）～（3）を合計したものを総合評価点とする。

5 受託候補者の選定

(1) 総合評価点60点を基準点とし、審査員の過半数の評価が基準点に満たない場合は失格とする。

(2) 審査員の評価（総合評価点をいう。）において最高得点とした審査員数の最も多い者を受託候補者とする。最高得点とした審査員数が同数の場合は、総合評価点の合計点が最も高いものを受託候補者とする。

(3) 上記（2）の場合において、総合評価点の合計点が同じ場合については、選定委員会の合議により決定するものとする。

- (4) 企画提案事業者が1事業者となった場合は、審査員の過半数の評価が基準点を満たしている場合に限り、当該事業者を候補者に決定する。